

医療情報（治療、解毒剤、症状などに関する情報）

機関	提供情報	概要	URL
EMA(欧州医薬品庁)			http://www.emea.europa.eu/home.htm
	化学剤への曝露時のための治療薬ガイドライン	化学テロに使用され得る化学剤のための治療薬ガイドライン。びらん剤、神経剤、シアン化合物、窒息剤、無能力化剤、催涙剤、リシン、アプリンなどに曝露した場合の治療薬の種類や用量など掲載。	http://www.emea.europa.eu/pdfs/human/chemicalterrorism/125503en.pdf
	生物剤のための治療薬ガイドライン	生物テロに使用され得る生物剤のための治療薬ガイドライン。炭疽（吸入、皮膚）、ペスト、野兔病、天然痘、ウイルス性出血熱、ボツリヌス、ブルセラ症などに罹患した場合の治療薬、抗毒素などや用量など掲載。	http://www.emea.europa.eu/htms/human/bioterror/bioterror.htm
HPA(英国健康保護庁)			http://www.hpa.org.uk/default.htm
	化学剤の意図的使用時の対処情報(担当者向け)	神経剤、マスタードガス、シアン化水素、塩素、ホスゲン、硝酸アンモニウム、リシン曝露時の対処マニュアル(トリアージ、除染、治療法など)	http://www.hpa.org.uk/infections/topics_az/deliberate_release/chemicals/chemical_homepage.htm
	緊急時の臨床対応アルゴリズム	臨床で通常と異なる状況がみられる場合に、状況に応じて対処法をほりこんでいくスキーム掲載。	http://www.hpa.org.uk/infections/topics_az/deliberate_release/pdf/Emergency_Clin_Algorithm.pdf
米国ワシントン州保健局			http://www.doh.wa.gov/
	公衆衛生: 緊急時対応情報		
	化学剤対処	神経剤、シアン化合物、びらん剤、窒息剤、暴動鎮圧剤ごとに症状と治療法を簡潔に記載した表	http://www.doh.wa.gov/hsqa/emstrauma/download/chemagentchart.pdf
	生物剤対処	炭疽、コレラ、ペスト、野兔病、Q熱、天然痘、ウイルス性脳炎、ウイルス性出血熱、ボツリヌス、黄色ブドウ球菌毒素B、リシン、T-2トキシンについての診断方法や治療法	http://www.doh.wa.gov/hsqa/emstrauma/download/bioagentchart.pdf
	生物テロ対処	炭疽、ボツリヌス、肺ペスト、天然痘について兆候や症状、潜伏期間、一人感染の有無、隔離の必要性、診断、治療法を簡潔にまとめた表、除染、アウトブレイクの察知についての情報	http://www.doh.wa.gov/hsqa/emstrauma/download/bioterroragentchart.pdf

厚生労働科学研究費補助金（地域健康危機管理研究事業）
「健康危機管理情報の網羅的収集/評価および統合/提供に関する調査研究」
（主任研究者：緒方裕光）

平成 19 年度分担研究報告書

感染症情報の発信

分担研究者 岡部 信彦 国立感染症研究所感染症情報センター長
共同研究者 谷口 清州 同上室長
多屋 馨子 同上
多田 有希 同上主任研究官
安井 良則 同上
田村 優子 同上非常勤職員

研究要旨 平成15年3月に明らかになったSARS（重症急性呼吸器症候群）流行時には、国立感染症研究所感染症情報センターでは、できるだけ科学的根拠に基づいた迅速な感染症情報の発信を積極的に行うようにした。また社会からの要請も強まったため、メディアに対する情報提供の場を毎週設定し、専門的立場から見た現状の解説、科学的な背景説明、あるいは厚労省などが行政の立場から行ういわゆる記者レクの補足などを行うようにした。SARSは幸い終息したが、参加メディアらと相談し、その後も毎週1回以上の感染症情報提供の場を維持し、定期的なメディアとの対話・交流を行うようにした。発足当時の状況については、平成16年度厚生科学研究「健康危機管理情報の網羅的収集と評価に関する調査研究班（主任研究者 緒方 裕光）」の分担研究「感染症情報の発信」として報告したが、これを平成17-19年度にかけて継続して行ったので、その状況を引き続き報告する

感染症に対する問題点が勃発的に発生した時に速やかに、あるいは話題になる感染症について詳細な解説を行う場が定期的に維持されていることは、情報センター及びメディア側両者にとって、益することが大であったと言える。

メディアとの対等な対話を日常から行い、科学的な立場での感染症情報を提供することによって、感染症対策へのより正しい理解が高まることが期待される。

A. 研究目的

健康危機管理という言葉が昨今しきりと
言われるようになった。日常的疾患のサー
ベイランスをきちんと行い、そこから浮か
び上がる異常を把握し、正しく評価して行

動に結びつけることが危機管理上重要であ
る。

またこれらの把握した情報は迅速に還元
あるいは情報提供して、初めて感染症対策
に活用される。これらの情報は、常に正確性

と迅速性、そして説得性のバランスに上に乗ってなされなくてはならない。またすべてを発信できたとしても、対象はきわめて限定され、実際は多くの人々（一般はもとより専門性の高い人、ハイクラスの行政レベルにある人なども）は、新聞、テレビ、週刊誌、インターネット一般情報などから情報を得ているので、これらが発信する人々（メディア）との適切なコミュニケーションが必要である。

これらについて具体的に実施し、またよりよい方策について検討することが本研究の目的である。

B. 研究方法

平成 15 年 3 月に明らかになった SARS（重症急性呼吸器症候群）流行時には、国立感染症研究所感染症情報センターでは、できるだけ科学的根拠に基づいた迅速な感染症情報の発信を積極的に行うようにした。また社会からの要請も強まったため、メディアに対する情報提供の場を毎週行い、専門的立場から見た現状の解説、科学的な背景説明、あるいは厚労省などが行政の立場から行ういわゆる記者レクの補足などを行うようにした。SARS 流行終息後も、参加メディアらと相談し、毎週 1 回の感染症情報提供の場を維持し、定期的なメディアとの対話・交流を行うようにした。

情報提供はあくまで感染症情報センターが感染症情報について理解を得てもらうためにボランティアで行っているもので、感染症研究所が公式発表あるいは公式見解を述べる場ではないという立場を明らかにしている。

現在の主な内容は、国立感染症研究所感染

症情報センターが事務局として毎月発行している病原微生物検出情報 (<http://idsc.nih.gov/jp/iasr/index-j.html>) の主な内容の紹介および特集記事の解説、感染症に関する基礎的な考え方、感染症関連の法改正など行政的な動き、その都度の流行疾患、トピックス（アウトブレイク情報）などとしている。

参加希望者はメーリングリストに登録してもらい、発表内容をあらかじめ示し、任意で参加というかたちをとっているが、取材意図が含まれている場合もあるので、目下のところ参加者には所内手続きとして取材申込書を出してもらっている。メーリングリストは、年度ごとに見直しを行っているが、年度半ばには常に 100 名以上が希望により登録されている。

参加者への案内例を以下に示す。

感染症意見交換会登録メンバー皆様

日頃は意見交換会にお集まりいただき、ありがとうございます。

次回の意見交換会は来週月曜日（平成 20 年〇月〇日）19 時より 感染研共用第 1 会議室にて開催いたします。

テーマは、以下を予定しております。

- ・ IASR 特集より
- ・ インフルエンザの流行について
- ・ 麻疹の状況について
- ・ 麻疹対策ガイドラインについて

本会は、感染研が公式発表、公的見解を述べる場ではなく、感染症に関する理解を深めていただくため、また種々ご意見を交換するため、感染症情報センター長が行うもの、とお考え下さい。

手続きは申し訳ありませんが、担当者（感染研・調整課）宛に「取材申込書」をお出し下さるようお願いいたします。

申込書は直接、調整課 研究支援係 へお問い合わせください。

国立感染症研究所感染症情報センター長
岡部 信彦

倫理面への配慮：本研究では、感染症に関する情報を取り扱うだけに、個人情報の取り扱いはしない。従って研究成果の公表にあたって個人的情報が含まれることはない。万一個人的情報が本研究の中に含まれる場合には、それに関する機密保護に万全を期するものである。

C. 研究結果

従来よりインフルエンザシーズンなどではメディアからの問い合わせが短時間に殺到し、肝心な情報収集や分析、あるいは海外との連絡、疫学的調査の計画、対応などに支障を来すことが経験されていたが、SARSの時には「パンク状態」となった。しかしその時点で情報センターとしてキャッチしている正しいと考えられることを、なるべく正確に、早く知ってもらうためには、メディアの力は大きく、時間の制約下でどのようにその求めに応じるかは悩みであった。そこで、各社バラバラの求めに応ずることは出来ないが、次のような条件下で定期的にメディアとの対応時間を設定することにした。

1. 対応は情報センター長が一括して行う
(その最大の目的は、複数語ることに
よる細かい齟齬から生じる誤解をさける
こと、そして情報センタースタッフには
直接の対応をせずにその間に本来的な
ことをやってもらう。ただしそれぞれの得
意分野を情報センター長よりスタッフに
振り分けることはある)
2. 提供する話の内容は、ニュースの提供と
いうより専門的立場から見た現状の解説、
科学的な背景説明、あるいはいわゆる記
者レクの補足などとする
3. 感染研としての記者発表、意見表明では

なく、感染症情報センターとしての情報
提供と解説であるという認識を参加者に
持つてもらう

4. 特定のメディアに偏ることなく誰でも
参加可能とする
5. 対応は所内で行い、そして取材として認
める。取材申込書を出してもらう。した
がってテレビカメラの持ち込み等も可能。
6. 開催頻度は週に1回

SARSが一応の終息をみたのち、今後につ
いて参加者である各メディアに相談をした
ところ、継続の希望が多いため、その後月1
-2回の定例勉強会として定着した。

基本的にはSARSの時と同様の考え方で
行ったが、対象疾患は幅広くし、また感染症の
基本的なことなどは看護学部あるいは医学
部1年生あたりを念頭に置いた講義とした。

発表者は、感染症情報センター長だけでは
なく、情報センターシニアスタッフも担当し
て行うようにした。毎月の新しい病原微生物
検出情報(IASR)を紹介し、特集記事の解説
を行うようにしたため、感染症研究所内の特
集を担当した専門家にも発表を依頼するこ
とにより、発表内容の幅が広がり、専門性も
広がった。またこのことは、参加者への一方
的な情報提供だけではなく、発表をする側に
とっても限られた時間で専門家以外に如何
にわかり易く説明をするか、どのような事柄
を社会が知りたがっているかなどを学習す
る良い機会となっている。

その都度のテーマは別表(メディア取り扱
いテーマ2005.4.-2008.2.)にあるが、月1回
の定期的な集まりの他に、臨時緊急テーマと
して、ウエストナイル熱(2004.8.)、スマト
ラ沖地震と感染症(2005.1-2.)、日本脳炎ワ
クチン勧奨接種中止に伴う日本脳炎、ADEM

の解説(2005.5.)、麻疹予防接種システムの変更(2007.5.)、インドネシアにおける鳥インフルエンザ視察報告(2006.5.)、新型インフルエンザガイドライン案の解説(2007,1-2.)等を行った。平成19年度には、臨時の緊急情報提供というのはなかったが、たまたま開催予定日に一致したりしたものであり、緊急的情報提供がなかったわけではない。定期的集まりの際に提示したウエストナイル熱やノロウイルスの説明直後に患者発生や流行的発生があるなど、はからずも事前対応となったこともある。

これらはメディア側にとってきわめて有効に活用され、少しでも正しく理解され、混乱を避けることもできたと思われる。情報センターとしては、科学的な立場での解説であることを常に念頭に置き、一方では日常の感染症の動向、あるいは予防接種などに関する我々のスタンスを表明するのにも良い機会であると思うが、これらを客観的評価することはなかなか難しい。

なお、参加者にはメディア関係者のみならず、医学部等学生あるいは大学院生、医療関係者、感染症研究者なども参加している

このような対話は感染症対策において新たな試みであり、一つの Risk communication として、今後さらに体系づけられるようにして行きたいと考えている。

D. 考察と結論

メディア担当者に感染症の基本的な事項を平時から伝えてあることは、緊急時の情報提供時の迅速な情報提供に役立つ。

メディア担当者の人達との信頼関係を築いておくことは、緊急時の情報提供に際して非常に重要である。

メディアとのやり取りの中から、社会の求める情報が何かを、我々も学べる。

このことは、内容、正確性、時期などを含めて適切な情報が国民に伝えられることに繋がる。

情報センターから発信している感染症情報は、次第に世の中での認知度が高まり、公衆衛生の現場、公衆衛生行政、臨床現場、医学教育現場はもとより、メディアあるいは一般の方々によってもその利用度は高まっており、一定の成果を上げていると考える。しかし、これらは感覚的にその様に捉えているのみであり、どのように活用され、実際に感染症対策にどのように結びついているか、あるいは一般の方々の反応、心理状態にどのような影響を与えているか、そしてその実際の効果などについての客観的評価は、現状では難しい。

今後も情報の収集・解析・評価はもとより、情報還元と提供を適切に行っていくように努力を続けるとともに、その客観的評価に関する調査研究も行いたい。

E. 健康危険情報

とくになし

F. 研究発表

資料添付

G. 知的財産権の出願・登録状況

現時点でなし

メディア・取り扱いテーマ

平成19年度

5/1	<ol style="list-style-type: none"> 1. アメーバー赤痢 (寄生動物部) 2. 麻疹流行状況 (情報センター 安井) 3. 麻疹対策-今やるべきこと- (情報センター 多屋)
5/28	<ol style="list-style-type: none"> 1. 腸管出血性大腸菌感染症 細菌一部 寺嶋先生 2. 麻疹 <ol style="list-style-type: none"> 1) 麻疹(ましん、はしか)という病気について 日本人の免疫状況、ワクチン接種率など (情報センター 多屋室長) 2) 現在の麻疹の流行状況 up to date 今、必要なこと (情報センター 安井主任研究官) 3) 世界の状況、これからの対策 (情報センター 岡部)
6/25	<ol style="list-style-type: none"> 1. 病原微生物検出情報より <ol style="list-style-type: none"> 1) わが国のHIV/AIDSの状況 (情報センター 岡部) 2) エイズ診断技術の進歩とエイズ研究センターの国際研修活動 (エイズ研究センター 村上 努 先生) 2. 麻疹 <ol style="list-style-type: none"> 1) 麻疹、現在の状況 (情報センター 安井) 2) 韓国が行なった麻疹elimination 作戦 (情報センター 砂川)
7/30	<ol style="list-style-type: none"> 1. 感染症法改正 2. 麻疹 3. 日本脳炎 (情報センター)
8/27	<ol style="list-style-type: none"> 1. デング熱 (IASR特集より) (ウイルス1部 高崎室長) 2. 百日咳 (情報センター 多屋室長) 3. インフルエンザ異常行動サーベイランス (情報センター 大日主任研究官)
10/1	<ol style="list-style-type: none"> 1. IASRより特集「麻疹」及び現在の状況 2. インフルエンザ06/07シーズンまとめ
10/29	<ol style="list-style-type: none"> 1. IASRより ノロウイルス (情報センター 岡部) 2. インフルエンザの状況 (情報センター 安井主任研究官) 3. PCRはどのようにして行う? PCRで何が分かる? (情報センター 藤本室長)
11/26	<ol style="list-style-type: none"> 1. IASRより インフルエンザ (情報センター 谷口室長) 2. インフルエンザ流行状況 (情報センター 多田室長) 3. アデノウイルス14型 (情報センター 藤本室長)
12/17	<ol style="list-style-type: none"> 1. インフルエンザ・急性胃腸炎の状況 (安井主任研究官) 2. インフルエンザ脳症について (岡部)
1/28	<ol style="list-style-type: none"> 1. IASRより レプトスピラ症 (細菌第1部 小泉信夫先生) 2. 同上 急性脳炎 (情報センター 岡部) 3. 流行中のインフルエンザ (情報センター 安井) 4. 現在の麻疹と対策の進捗 (情報センター 多屋)
2/25	<ol style="list-style-type: none"> 1. ポツリヌス症 (細菌2部 見理主任研究官) 2. インフルエンザの状況 (情報センター) 3. 麻疹対策ガイドラインについて (情報センター) <ol style="list-style-type: none"> 1) 都道府県における麻疹対策会議ガイドライン 2) 保育園・幼稚園・学校等における麻疹対応ガイドライン

メディア・取り扱いテーマ

平成18年度

4/24	<ol style="list-style-type: none"> 1. IASRより 麻疹・風疹の現状 2. インドシナ半島鳥インフルエンザ状況(視察報告) [次回に延期] 3. タイにおけるボツリヌス中毒集団発生対策への協力 4. その他
5/15 (臨時)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 麻疹に関する解説 (麻疹という病気、どうしてワクチンを接種した人から麻疹が出るのか、麻疹の広がりへの注意など) 2. インドシナ半島鳥インフルエンザ状況(視察報告)
5/29	<ol style="list-style-type: none"> 1. HIV/AIDS IASRより 2. 咽頭結膜熱と、その状況 3. 麻疹の状況の続き(茨城、千葉等) 4. ドイツワールドカップサッカー(FIFA2006)および北京オリンピックの感染症対策等の紹介
6/26	<ol style="list-style-type: none"> 1. 腸管出血性大腸菌(IASRより 担当・細菌1部 寺嶋先生) 2. インフルエンザの現状 3. 鳥インフルエンザの現状 4. ウイルス性肝炎とは(一般的解説)
7/24	<ol style="list-style-type: none"> 1. カンピロバクター ((IASRより) 2. 鳥インフルエンザの現況 3. 麻疹の現況、麻疹ワクチンはなぜ2回接種が必要か 4. Asia Pacific Technical Advisory Group in Emerging Infectious Diseases の発足の発足 (WHO:WPRO/SEARO)
8/28	<ol style="list-style-type: none"> 1. サルモネラについて(IASRより 細菌1部 泉谷先生) 2. 多剤耐性緑膿菌感染について 情報センター 森兼主任研究官 3. 感染研と中国CDCとの感染症協力について 岡部
9/25	<ol style="list-style-type: none"> 1. B型肝炎 ((IASRより ウイルス2部 鈴木哲朗先生) 2. 呼吸器感染症(RSウイルス感染症、マイコプラズマ肺炎)
10/23	<ol style="list-style-type: none"> 1. IASR より「特集:結核」 担当 森亨ハンセン研究所所長(元結核研究所所長) 2. 日本脳炎の現状 担当 多屋馨子室長 3. 麻疹風疹ワクチン ことに2期接種について 担当 多屋馨子室長 4. インフルエンザ プレパパンデミックワクチン について 担当 岡部
11/27	<ol style="list-style-type: none"> 1. IASR より「インフルエンザ」 (岡部) 2. インフルエンザワクチン (多屋室長) 3. 狂犬病 - 現状と、人での予防 - (木村幹男室長) 4. WHOワクチン会議(SAGE)より (岡部)
12/25	<ol style="list-style-type: none"> 1. IASR特集より ジフテリアの現状 (岡部) 2. 感染性胃腸炎の発生動向 (情報センター 安井主任研究官) 3. ノロウイルスについて (情報センター 松野主任研究官) 4. AH5N2 血清抗体調査(血清抗体と感染、感染症) (岡部)

1/22	<ul style="list-style-type: none"> 1. IASR特集より マラリア (木村幹男室長) 2. インフルエンザ (情報センター 安井主任研究官) 3. 1/19発表予定の新型インフルエンザ各種ガイドライン(案)について (情報センター)
1/29	<p>新型インフルエンザガイドライン勉強会 #1</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 医療体制 (国際医療センター 川名先生) 2. サーベイランス (情報センター谷口室長)
2/13	<p>新型インフルエンザガイドライン勉強会 #2</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 抗インフルエンザウイルス薬 2. ワクチン 3. 検疫所対応 (担当: 情報センター)
2/20	<p>新型インフルエンザガイドライン勉強会 #3</p> <p>医療機関における感染症対策および個人防護(PPE)デモ (担当: 情報センター)</p>
2/26	<ul style="list-style-type: none"> 1. IASR特集より マイコプラズマ (細菌第2部 見理主任研究官) 2. インフルエンザについて (情報センター)
3/26	<ul style="list-style-type: none"> 1. 狂犬病の現状 (獣医科学部 山田部長) 2. インフルエンザの現状 (情報センター) 3. パンデミック対策(参考・3/26厚労省 新型インフルエンザガイドラインWG会議) (情報センター)

メディア・取り扱いテーマ

平成17年度

4/18	<ol style="list-style-type: none"> 1. インフルエンザの動向 2. ASEAN 会議(鳥インフルエンザ)報告 3. 北朝鮮 鳥インフルエンザH7 4. H2N2 アジア型ウイルスの流出 5. 腸チフス・パラチフス(IASR)
5/23	<ol style="list-style-type: none"> 1. IASR(病原微生物検出情報)より HIV/AIDS 2004. 2. インフルエンザワクチン株選定のプロセス(担当・多屋室長) 3. アンゴラ出張報告・マールブルグ病(担当・進藤主任研究官 WHO本部アウトブレイク担当医官)
5/30 (臨時)	日本脳炎、日本脳炎ワクチン、ADEMと言う疾患などについて
6/27	<ol style="list-style-type: none"> 1. 腸管出血性大腸菌感染症について 現状(IASRより)、日本版パルスネットなどについて(細菌1部) 2. WHO 国際保健規則(IHR)の改正について(情報センター) 3. 日本脳炎ワクチンに関する話題(情報センター) 4. その他
7/25	<ol style="list-style-type: none"> 1. クリプトスポリジウム感染症(水系感染症で、かつて埼玉県越生町での水道汚染が話題となった) 2. (動きがあれば)鳥インフルエンザ 3. その他
8/29	<ol style="list-style-type: none"> 1. 動物由来感染症 (IASRより) 2. インフルエンザ・パンデミックへの備え(谷口室長) 3. 予防接種法政令改正について 4. その他
9/26	<ol style="list-style-type: none"> 1. ヘルパンギーナ (IASRより) 2. 茨城県鳥インフルエンザ 3. 予防接種法関連政省令等改正 4. その他
10/24	<ol style="list-style-type: none"> 1. E型肝炎 (IASRより) 2. 鳥インフルエンザの状況 3. 麻疹/風疹ワクチン 4. その他
11/28	<ol style="list-style-type: none"> 1. インフルエンザ
12/19	<ol style="list-style-type: none"> 1. 冬の流行性疾患 ノロウイルス(急性胃腸炎) 2. インフルエンザ up to date 3. ポリオ根絶報告(WHO西太平洋地域)
1/23	<ol style="list-style-type: none"> 1. コレラ (IASRより) 2. インフルエンザ流行状況 3. 茨城県H5N2陽性について 4. WHO-JAPAN 新型インフルエンザ早期封じ込め 東京会議 について

2/27	1. つつが虫病・日本紅斑熱 2. インフルエンザ発生動向 3. 麻疹/風疹ワクチン(4月より接種制度改正に向けて)
3/20	1. 赤痢 2. インフルエンザ 3. 感染症発生動向システムの変更

厚生労働科学研究費補助金（地域健康危機管理研究事業）
健康危機管理情報の網羅的収集/評価および統合/提供に関する調査研究
（主任研究者：緒方裕光）

平成 19 年度分担研究報告書

健康危機管理情報ネットワークにおける広域連携に関する研究
首都圏地方衛生研究所からみた健康危機管理情報の現状及び課題
－感染症発生動向調査以外の「生物系情報」及び違法ドラッグを例とした「理化学系情報」－

分担研究者：野本親男（埼玉県衛生研究所）

研究協力者：

岡部信彦、多田有希、安井良則（国立感染症研究所）

橘 とも子（国立保健医療科学院）

森川 馨、窪田邦彦（国立医薬品食品衛生研究所）

林 眞、近内美乃里、小島 尚、宮澤真紀（神奈川県衛生研究所）

神谷信行、灘岡陽子、安田一郎、高橋美佐子、鈴木 仁、濱野朋子、荒金真砂子

（東京都健康安全研究センター）

三瓶憲一、永田知子、長谷川貴志（千葉県衛生研究所）

山崎英次（さいたま市保健所）

田中 倬（川越市保健所）

岸本 剛、野坂富雄、宮澤法政、只木晋一（埼玉県衛生研究所）

1 はじめに

(1) 首都圏における健康危機管理情報の構図

平成 17 年度から「健康危機管理情報ネットワークに関する広域連携に関する研究」として、“首都圏における地方衛生研究所の立場”からみた「健康危機管理情報」の在り方についての検討を実施した。

首都圏は、国の政治・経済・社会機能の中核を担っており、労働人口や社会資本が集中していることから、健康危機事案が発生、深刻化する可能性が高く、地域特性を踏まえた取り組みが強く要求される。また、地域相互間の人的、物的移動が密接に関係し合っているため、健康危機に迅速、的確に対処するためには、圏域内における関係機関との協力、連携を如何に進めて行くかが課題となる。このため、首都圏という観点から、健康危機管理に対する関係機関の情報ネットワークの検討を行うことの意義は大きい。

このような首都圏という地域特性を前提として、健康危機管理情報に関係している圏域内の他

の行政試験研究機関との繋がりを、「埼玉県衛生研究所」から見て、次のように捉えた。

① 国立の研究機関である「国立感染症研究所、国立医薬品食品衛生研究所、国立保健医療科学院」の 3 機関との関係。

② 首都圏における都県の地方衛生研究所である「東京都健康安全研究センター、神奈川県衛生研究所、千葉県衛生研究所」の 3 機関と埼玉県衛生研究所との関係。

③ 埼玉県内の政令指定都市（さいたま市）及び中核市（川越市）の保健衛生機関との関係。

すなわち、埼玉県との関係を、国、首都圏を構成する都県及び県内の独立した自治体との 3 つの階層的な関係として位置付けたうえで、それぞれの機関との関係に対する健康危機管理情報の在り方を検討した。

特に、首都圏に位置する東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県の 4 都県の地方衛生研究所は、機能の類似性、同質性もさることながら、全国的に見ても比較的規模の大きな組織であり、圏域内の健

健康危機に対処するためには互いの存在が重要なものになっている。このため、本研究の中心的な課題として位置付けた。

(2) 地方衛生研究所における生物系分野／理化学系分野の情報

地方衛生研究所で対応する健康危機は、業務の内容から、感染症や細菌などに係る生物系分野のものと、食品、医薬品、環境などに関係する理化学系分野のものに大別することができる。それを前提に、本研究で検討する両分野における健康危機管理情報について、以下のように考察した。

生物系分野の情報のうち、感染症発生動向調査に関しては、平成11年4月の感染症法の施行以来、国立感染症研究所の「(中央)感染症情報センター」を核として、自治体間に(中央及び地方)感染症情報センターの全国的なネットワークが形成され、現在までに相応の成果を挙げている。

このため、現状において生物系分野で当面の課題となるものは、感染症発生動向調査以外の健康危機管理情報(例えば、食中毒、予防接種状況に関する情報など。)の取り扱いと考えられ、本研究では、これを検討の対象とした。なお、この中には、既存の感染症ではない新型インフルエンザ等の発生を想定した自治体の取り組み等の情報も含まれる。

一方、理化学系分野については、食品、医薬品等、カバーする対象領域・事項が、かなり広範多岐にわたっており、また、現在までのところ、地方衛生研究所間において、感染症情報センターに相当するような全国的に展開する基盤的情報ネットワークは存在していない。

地方衛生研究所における理化学系業務の現状を見ると、食品衛生に関係する業務が大きな部分を占めており、特に、平成18年度に施行された食品衛生法の「残留農薬等のポジティブリスト制度」導入への対応には、多くの関心が集まっている。しかし、ポジティブリスト制度への関心は、法制度の変更に付随する試験検査への技術的な対応がその中心と考えられ、健康危機管理の観点からというよりは、日常的な試験検査業務に対処するためのものであると言え、健康危機の課題としては多少趣旨が異なっている。

一方で、健康被害を伴って新たに出現してくる都市型の事案が、首都圏における理化学系の健康

危機として重要な課題になることがある。そのような観点から、本研究では、最近、新たな社会問題としてクローズアップされた「違法ドラッグ」に着目した。この問題は、東京都での条例化、薬事法改正等の行政対応の経過を含め、典型的な新規の都市型健康危機問題として捉えることができ、理化学系分野における健康危機管理情報を検討するうえでの一つの代表例として取り上げた。

生物系及び理化学系の両分野に関する考察を踏まえて、首都圏での健康危機管理情報に係るネットワークの在り方を検討した。

2 課題及び方法

(1) 地方衛生研究所における健康危機管理情報(生物系分野／理化学系分野)の在り方

生物系分野における感染症発生動向調査以外の情報の多くは、自治体毎に実施している何らかの事業の取り組みによって得られていると考えられるが、自治体にはそれぞれの独自性があり、それらの事業に関して、統一した様式で簡便に情報交換が行える状況にはない。自治体間でこれらの情報を整理し、共有化を含めた有効活用を検討する機会が必要と考えられる。

このため、感染症情報センター機能をベースとして、一昨年度及び昨年度に続き、感染症発生動向調査以外の生物系分野の情報に関して、各自治体の具体的な取り組みの状況についての情報交換、意見交換を行い、情報共有の有用性を検討した。

一方、理化学系分野の情報については、自治体間の検討を進めようとするとき、そもそも地方衛生研究所間にすら理化学系の情報ネットワークが構築されていないという根本的な問題がある。

そこで、衛生研究所が取り組みやすい日常的な試験検査等業務の範疇において、「違法ドラッグ」をモデルに、昨年度に続き、地方衛生研究所の担当者間の直接の意見交換を介して、各機関の具体的な取り組みの状況を相互に把握、理解し、併せて具体的な健康危機課題に取り組む際の地方衛生研究所間の連携のモデルとして捉えることを試みた。

それぞれの分野における意見交換等の結果に基づいて、生物系分野及び理化学系分野の健康危機管理情報の在り方に対する提言を行った。

(2) 地域における自治体連携の動きと情報連携

国政レベルでの地方分権、道州制導入の議論等を背景にして、近年、全国の自治体で危機管理分野などにおける広域連携（例えば、災害時の相互援助協定等）の動きが活発化している。

地方衛生研究所との関係が想定される健康危機分野においても、新型インフルエンザのパンデミックや大型テロ等、広範囲に及ぶ可能性のある健康危機への対応の緊急性、重要性の認識が高まる中で、実際に自治体間で広域的な連携協定を締結する場合が増えている。これらの協定の多くは、概ね健康危機発生時を想定して、検査を相互に依頼したり試薬等を都合したりするような内容になっている。首都圏においても、それぞれでタイプは異なるものの、例えば、神奈川県や千葉県の自治体における取り組みをHP上で確認することができる。

埼玉県衛生研究所に関係するものとしては、平成20年2月現在、地方衛生研究所全国協議会関東甲信静支部で地域ブロック内の「健康危機発生時における関東甲信静1都9県衛生研究所等の相互応援に関する協定書」の取りまとめが進められている。

また、これに並行して埼玉県では、さいたま市（政令指定都市）及び川越市（中核市）との間で、試験検査機関間の相互協力に関する首長協定の締結についての検討を行っている。

今後は、衛生研究所のみならず、保健所の試験検査部門等も含めて、責任主体の異なる各自治体で実地に試験検査を行う機関間の情報交換・連携は大きな課題になることが予想される。県内外の自治体間における健康危機管理に対する連携協力の進捗を踏まえながら、圏域内の他の行政試験研究機関との階層的な繋がりを考慮して、首都圏における関係機関の健康危機管理情報のネットワークについて検討した。

(3) 国立保健医療科学院との関係

国立保健医療科学院では、平成15年3月に「健康危機管理支援情報システム（H-CRISIS）」を設けて、地域における健康危機管理対応への情報面からの支援を開始した。このシステムは、当初、非公開型であったうえに、地方衛生研究所へのID及びパスワードの配布が所長ほか1名に限定されていたことなどもあって、頻繁に利用されたと言

える状況にまでは至らなかったようである。

平成18年10月1日に「健康危機管理支援情報システム」は公開型のシステム（一部は限定）として改訂され、新たに運用が開始された。既成のブログ様式をベースとし、一般公開コンテンツと限定公開コンテンツから構成され、情報の書き込み、オンラインでの意見交換などが可能になったほか、オンライン学習機能や防災情報へのアクセス機能などがシステムに盛り込まれた。

このように平成18年にシステムが刷新されたが、さらにその後の見直しを経て、内容の改訂が図られ、平成19年10月から名称も「健康危機管理支援情報ライブラリーシステム（H-CRISIS）」に変更された。この改訂により、システムは緊急時の情報提供としての役割から、蓄積データベースを充実させたアーカイブ機能とe-learning機能を中心とした内容に特化された。原則的に一般人を対象とした公開型の情報システムを趣旨としたことで、利用状況の大幅な改善が期待されるものの、地方衛生研究所においてその機能が十分に周知され浸透しているかについては心配な面もある。

「健康危機管理支援情報ライブラリーシステム（H-CRISIS）」の利用も含めて、情報ネットワークを検討するうえで、今後、国立保健医療科学院が持つ機能に期待される役割等について検討した。

3 研究結果の概要

(1) 地方衛生研究所における健康危機管理情報の在り方

ア 生物系分野の健康危機管理情報（感染症発生動向調査以外の情報）

生物系分野の情報については、感染症発生動向調査で扱わない情報に関して、具体的な対象として「食中毒関連」のほか、平成18年から関東地方で流行傾向にあり社会問題にもなっている麻疹を中心とした「予防接種関連」、各県の行動計画等も整備されて対応が急務とされる「新型インフルエンザ関連」、平成19年4月から感染症法に位置付けられた「結核関連」、今年度、埼玉県内でも問題になった「院内（施設内）感染関連」の情報などを主なテーマとし、また、その他の事項として「研修」等について、各地方衛生研究所の取り組み状況を担当者に説明してもらい、それ

に基づいて関係機関で意見交換を行った（表1参照）。

「食中毒関連」については、感染症に近い分野であるものの、法令等の違いにより、平常時から情報収集が難しく、各機関で工夫が行われている状況が報告された。

「予防接種関連（麻しん）」については、平成19年度の首都圏での流行に伴い、感染症発生動向調査や集団発生調査等に基づいて、関係機関との連携を含めた社会的な要請への諸対応に関して、報告が行われた。

「新型インフルエンザ関連」については、国内外の危機意識の醸成とともに、より現実を踏まえた自治体の行動計画やマニュアル類の整備、行政の開催する会議・合同訓練等に、感染症の専門機関として参画する機会が増えている状況や、首都圏自治体の連携対応としての「八都県市危機管理・防災対策委員会新型インフルエンザ対策検討部会」に衛生研究所(感染症情報センター)等として参加するなど、行政との連携強化が益々深まっている状況などが報告された。

「結核関連」については、クオンティフェロン(QFT)や遺伝子検査の活用状況等の試験検査情報を含めて、法制度改正以降の状況を中心に意見交換が行われた。

「院内（施設内）感染関連」については、埼玉県を含め、関係事例のあった機関から概要報告が行われた。

「研修」については、健康危機管理等の各種の研修に取り組んでいる状況の説明が行われた。

また、さいたま市保健所から「予防接種関連（麻しん等）」の関連として、先進的取り組み事例である「はしか0（ゼロ）マーチ」事業、麻しん撲滅緊急対策実施報告等の説明が行われた。川越市保健所からは食中毒や結核 QFT 検査等の状況、各担当からの要望などの資料提供があった。

なお、議論では、国立研究機関の出席者から適宜助言があった。

今回のように様々な立場にある関係者が行政上の枠組みを越えて一堂に会し、フェイス・トゥ・フェイスで他機関の取り組み状況の詳細を把握し、忌憚のない意見交換を行うことは、急速に状況が変化する「首都圏」という環境において健康危機情報を扱うという同じ立場にある者が、課

題の認識を共有化し適切な対応策を考えるうえで、極めて有用である。

また、各種感染症を含め、より迅速な対応を要求される傾向の強い生物系分野の健康危機に係る情報に関しては、この分野で課題となるテーマが毎年増加し続けている状況にあるため、既存の法制上の枠組みでは即時に対応しきれない部分があり、ここをマスコミ等の情報が先行するという、ある意味で不確実な「情報の過多」とも言える社会的状況が懸念され、専門的な視点での適切な整理が必要である。

このことは、本研究で当初の意見交換の対象とした「結核（2類感染症）」や「麻しん・風しん（5類感染症）」が、その後、状況に即して感染症法（感染症発生動向調査）の枠組みに組み込まれたことから分かるように、定型的な枠組み以外の健康危機情報に対する早期の段階からの情報交換が、地方衛生研究所の専門的対応を巧く機能させるために、非常に有効であることを示している。

その観点からも、今回のような諸関係機関が一堂に会する場を定期的に設定し、相互信頼のうえに形成される意識の共有化を図ることの意義が伺える。

今回の参加者からは、「このような顔ぶれによる情報交換・意見交換は大変有意義であるにもかかわらず、なかなか実施される機会が無かった、今後とも行政の枠に捕らわれずに討議できるような場を設定して行く意味は大きい。」との意見が数多く出された。

イ 理化学系の健康危機管理情報（違法ドラッグの取り組み状況）

理化学系分野の検討では、都市型の健康危機の一例として「違法ドラッグ」を取り上げた。

理化学分野には、食品、医薬品等、多様な対象があるが、特定の限局的な問題に対して適切な対応を図って行くためには、その問題に直接携わる専門家や関係者が、情報のやり取りに何らかの形で関与することが肝要であると考えられる。

また、それは都市型の健康危機に係る情報の在り方がどのようであれば有効・有用か、また、今後新たに出現してくるようなタイプの健康危機に対してどのように対応すればよいか等を、普遍

的に考えるうえでの有用な参考になることが予想される。

そこで、1都3県の地方衛生研究所で違法ドラッグの検査等業務に実際に携わっている研究職員による情報・意見交換の場を設定した。

各地方衛生研究所における取り組みの現状や課題などに対する説明を中心に情報交換・意見交換を行い、各機関における検査の進捗状況、検体の収集・標準品の入手・分析機器の確保等の課題に直面している困難な状況、薬事法の改正により変化する状況への対応の難しさ等が報告された。

今回の検討では、首都圏における違法ドラッグの状況に関して、生体影響評価や植物系分野などの担当者も交えて情報交換・意見交換を行ったが、固有の分野において実地に担当している職員でなければ分からない情報が多々あり、直接の質疑応答を行うことによって、参加者のより具体性をもった理解が可能になったものと考えられる。

また、今回の検討対象に選択した「違法ドラッグ」のように法規制との関係が深い問題においては、規制の状況と現場の動向とが密接に関係しており、実態を正確に把握するためには、関わりのある複数分野の担当者の細かな情報交換が欠かせないものであることが再認識させられた。さらに、他の自治体の視点から問題を客観的に評価することは、問題解決に新たな道筋を開く可能性を含んでいる。なお、状況変化の激しい分野だけに、1年に1回程度の開催では充分で無いという意見も強く、平成19年度当初には行政事業に関連して担当者が自発的に集まり、意見交換・情報交換が行われた。

このような新しい行政課題に適切に対応するためには、めまぐるしく変化する社会的な状況を的確に把握しながら行う必要があるが、中でも首都圏のような特異な環境では、状況に即した正確な情報を迅速に入手することが大きな鍵を握っており、今回の参加者からは、担当者間の直接の情報・意見交換が有用であるとの多くの賛意を聞くことが出来た。

なお、違法ドラッグのように行政上の監視指導の観点を含む問題に関する情報については、様々な行政上の制約があることが容易に想像できる。試験検査を衛生研究所が単独で実施する場合は、一般にはほとんど考えられないため、他の自治体機関と共有することのできる情報の範囲等につ

いて、予め事業課等と協議しておく必要がある。

今回の違法ドラッグに係る情報交換・意見交換を通して、理化学系の共通の課題分野に従事する専門職員の（ローカルな）ネットワークの有用性が確認されるとともに、フェイス・トゥ・フェイスの関係を結ぶことの重要性を確認することが出来た。

このような情報交換の場を設けることは、実際に試験検査に携わる担当者に直接の面識を持ってもらい、引き続き業務の現場で情報交換を行うための一つの契機として、機会を提供することを意味する。円滑な情報共有のシステムを形成するためには、人事異動等の側面も考慮しながら、継続して取り組むことが重要である。

なお、このネットワークの枠組みは、当面する固有の健康危機に対して一定の成果を上げることが期待できるだけでなく、新たに類似の健康危機が発生した際には、実効性のある対応を図るために、臨機応変にメンバー構成を変えて新たな枠組みを設定するための基礎になるものと考えられる。

(2) 地域における自治体連携の動きと情報連携

【地域連携と情報連携】

平成15年度以降、全国的に地方衛生研究所が関わる多様な枠組みでの健康危機対応のための連携協定が締結されている（表2参照）。

健康危機に対応するための連携に関して、地方衛生研究所全国協議会では、地域保健総合推進事業として「健康危機管理における地方衛生研究所の広域連携システムの確立」の検討が実施されており、全国の各地域ブロックにおいて地方衛生研究所の連携システム構築の取り組みが図られている。

その中で、埼玉県衛生研究所に係るものとして、平成20年2月現在、関東甲信静支部において、地域として健康危機に対処するための試験検査業務を中心とした相互応援の枠組みである「健康危機発生時における関東甲信静1都9県衛生研究所等の相互応援に関する協定書」の取りまとめが進んでいる。

一方、埼玉県内の状況として、平成15年4月に「さいたま市」が政令指定都市に、「川越市」が中核市に指定され（ともに保健所政令市に相当）、地域における健康危機に適切に対処するた

めには、自治体間でのスムーズな情報の受け渡し
が重要な鍵になってきている。また、附帯的な状
況として、さいたま市では、平成19年4月から
市の衛生研究所となる機関（「さいたま市健康科
学研究センター」）も開所し、埼玉県内において
複数の地方衛生研究所が並行して稼働する状況
に至っている。

このため、平成20年2月現在、先の地方衛生
研究所全国協議会関東甲信静支部の協定とは別
に、埼玉県、さいたま市、川越市の間で独自に健
康危機対応の相互協定の検討が進められている。

健康危機発生時の試験検査等対応の際の相互
応援がこれらの協定の目的の中心であるが、健康
危機発生時においては、単に試験検査の受け皿が
確保できれば良いというものではない。特に、大
型の健康危機では、複数の自治体にまたがって発
生する健康被害が想定され、その中で情報共有
の在り方は、問題を解決するうえで重要な位置を
占めることになる。

そのため、健康危機事案発生時における情報の
入手、伝達、公開等情報の取り扱いについて予め
自治体間で合意形成し、有事に備えておくことが
望まれる。

また、地方衛生研究所等の関係機関間の情報に
関する連携についても何らかの枠組みが必要であ
り、関係機関が連携することによって、情報自
体もより確実なものになることが考えられる。

地域ブロック内での情報の連携は、本研究の中
心的な課題である「首都圏の地方衛生研究所で扱
う健康危機管理情報のネットワークの在り方」に
直結している課題でもある。

また、さいたま市及び川越市と埼玉県との関係
は、県内における同格の自治体という埼玉県にと
っては新しい自治体間関係であるが、県内の独
立した自治体との関係というレベルで、健康危機
管理に関する情報の有効な在り方を検討してお
く必要がある。これは、都市圏における他の自治
体間のモデルケースにもなるため、健康危機管理
の前線でのどのような情報の連携が有用であるか
を検討する意義は大きい。

本研究では、健康危機に関する情報交換、意見
交換の場に、さいたま市及び川越市にも加わっ
てもらい、各市の状況報告やそれについての議論
などを行った。自治体の規模等によっては、情報
の入手等に制約が伴うことが十分に予想でき、多く

の情報が集まる場への参加は大きな意味を持つ
と考えられる。健康危機に地域全体として対応す
るためには、自治体の枠組みを超えて関係する機
関が集まり、関連分野の情報交換を行う機会を設
けることに大きなメリットがあると考えられる。

なお、本研究ではネットワークが既に機能して
いることから検討の対象から外したが、埼玉県の
「感染症発生動向調査」に関しては、県内に埼玉
県・さいたま市・川越市の3つの地方感染症情報
センターがあることから、お互いの了解のもとに、
平成19年に「埼玉県感染症発生動向調査実施要
領」を改正し、県内感染症情報の取りまとめを行
う機関として「埼玉県基幹感染症情報センター」
を規定し、埼玉県感染症情報センターがその役割
を果たすことを明文化した。その上で、平成20
年1月には担当者連絡会を開催した。今後、感染
症発生動向調査以外の健康危機においても連携
強化の基盤になることが期待される。

なお、メーリングリストや電子会議などのIT
を活用した関連機関間の情報交換ネットワーク
を平常時から構築しておくことは、緊急時に特に
有用と考えられる。しかし、特別なシステムに拠
らなくても、今回の意見交換・情報交換では、生
物系（感染症情報センター関係）分野、理化学系
（違法ドラッグ関係）分野の双方で、参加者間で
メールアドレスを含む名簿を交換するなどして、
相互の連絡を容易にするようにしたが、直接面識
をもった（顔見知りの）人達が将来的にも、国、
都県、市の自治体構成の枠を越えて、人的ネット
ワークとして繋がるのが出来れば、緊急時にも
確実に実効性を持つことが強く示唆された。

【国立研究機関との情報連携】

地方衛生研究所と業務の関連において繋がり
をもっている3つの国立研究機関（国立感染症研
究所、国立保健医療科学院、国立医薬品食品衛生
研究所）は、近隣地域のみを対象にしている機関
ではないが、地理的にも全て首都圏に存在してお
り、地方衛生研究所が情報に関して連携を行う場
合には、多くの協力と支援が期待される。

国の研究機関では、それぞれが健康危機管理に
関する固有の情報を有しており、様々な形で提供
を行っている。平成18年度の地方衛生研究所職
員へのアンケート調査では、各機関のホームペ
ージの利用状況は概して高くなく、地方衛生研究所

の現場で、それらの情報が十分に認識され有効に活用されているか否かは明確ではなかった。しかし、健康危機発生時における質の高い情報源として、その有用性は大きく、また、情報源を探るためのポータルサイトとしての重要な役割も担っている。

特に、国立感染症研究所や国立医薬品食品衛生研究所については、地方衛生研究所の生物系分野及び理化学系分野の実験室（ラボ）的な上位機能を有するため、実務的な繋がりが非常に強い。これら実務的な分野の情報を含めて、それぞれの情報担当部門である感染症情報センターや安全情報部との繋がりを考えることは、情報連携システムを考えるうえで非常に有用なことと考えられる。

国の3研究機関全てが圏域内に存在していることは、首都圏における大きなメリットであり、国際的な状況等に関する情報を迅速に入手できることや、専門的な研修等を受ける機会に恵まれていること等の有利な状況が考えられるが、他方、現場においてどのような情報が必要とされているかについて、積極的に地方機関から国の研究機関に提言していくことにより、首都圏全体の健康危機対応能力の一層の向上に繋がると確信する。

今後は、衛生研究所の専門分野が多岐にわたっていることを考慮したうえで、健康危機対応に与える効果的な情報活用について、現場として具体的に検討してゆく必要がある。

(3) 国立保健医療科学院との関係

【 H-CRISIS の活用 】

国立保健医療科学院は、「公衆衛生技術者の教育訓練」と「公衆衛生に関する調査研究」を実施している国の機関である。すなわち、「…保健所、衛生研究所、検疫所など、国や地方公共団体等において保健医療分野、生活衛生分野及びこれらと関わりの深い福祉分野に従事する技術専門職員等を対象に、将来指導的な役割を果たすことが期待される人材の養成とこれに対する学理の応用に関する調査・研究を行うことを任務として（HP「院長挨拶」から抜粋）」いる。

その業務の一環として、平成15年3月に健康危機対応のための情報支援を趣旨としてWeb上に「健康危機管理支援情報システム（H-CRISIS）」が開設された。当該システムは、利用面を考慮し

て平成18年10月1日に改訂されたが、更なる見直し、改訂を経て、平成19年10月1日からは名称も「健康危機管理支援ライブラリーシステム（H-CRISIS）」に改められ、運用されている。

このシステムの目的は、感染症等の健康危機に対し、その発生を未然に防止するための各種情報提供、訓練ならびに発生時の迅速な解決に向けた対応の支援を実施するために、以下の事柄を実現することにある（「健康危機管理支援ライブラリーシステム」上の解説「健康危機管理支援ライブラリーシステムとは」から。一部、表現を改変して転載）。

1 地域において健康危機を未然に防止し、解決するための第一線機関への情報支援、第一線の機関が健康危機管理に対処するための情報を収集・分析・評価・提供する際に必要とされる支援をインターネットで提供する。

2 電子メールを活用した関連機関や研究者との情報交換を促進する。

3 健康危機管理に関する過去、現在の様々な情報資源のデジタル化を進め、蓄積し、必要に応じて現場の対応者がいつでも活用できるようにする。

4 健康危機管理に関する最新の情報を提供するため、常に情報の更新を行う。

5 システムに参加する機関の間での保健医療情報の交流を促進する。

6 インターネットを通じて、健康危機管理に関する研修（シミュレーショントレーニング）を行う。

7 「健康危機発生時」に専門職、機材等を派遣・提供するためのデータベースを保持する。

国民への健康危機情報の提供（一部機能は関係機関ユーザー限定）として、

- 1 一般国民が理解しやすい情報を提供する。
- 2 最新の正確な情報を提供する。
- 3 健康危機管理についての総合的な情報窓口（ポータルサイト）を提供する。

平成18年度段階のアンケート調査では、改訂から間もなかったという事情もあつてか、自治体における衛生行政の科学的・技術的中核機関として位置付けられる地方衛生研究所においても、H-CRISISの利用頻度はさほど高くなく、職員にその機能や利用方法が十分に浸透し、理解されているかには疑問が残った。しかし、Web上での解説

を始め、利用者への緊急時情報のメール発信、平成20年2月には利用者向けに「メールマガジン」が発行され、ヘルプデスクも設けられるなど、利用に向けての様々な努力、工夫が図られている。

情報の網羅的蓄積機能において「健康危機管理支援ライブラリーシステム（H-CRISIS）」の効果的な利用は、健康危機に対処する際の有効な情報源として、大きな役割を果たす可能性がある。

また、各分野における健康危機管理情報のネットワーク化を検討してゆく中で、共有利用が可能なコンテンツが認められる場合には、適宜「健康危機管理支援ライブラリーシステム（H-CRISIS）」へ提供（フィードバック）し、成果を広く活用して供してゆくことによって、一層の状況の改善が図られてゆくものとする。

【研修機能】

首都圏の地方衛生研究所における健康危機管理情報を、関係機関とネットワークとして扱うことの利点について言及してきたが、健康危機管理情報を扱う際には、情報の必要性・重要性の認識のみならず、情報に関する知識やそれを取り扱うための技術（スキル）が必須であり、問題を適切に処理するためには、技術の理解と能力の向上が不可欠である。

すなわち、情報を入手し、理解し、応用し、現実の対策に役立てるための、ある程度高度な技術的能力を必要とされている。特に、IT技術の飛躍的な進歩によって、今まで扱うことが出来なかった大量で複雑な情報も、卓上でも扱えるようになってきており、取扱い技術（ITのテクニカルスキル）や理論的な処理手法（データマイニング、テキストマイニング等）の知識は欠かせないものになっている。

また、違法ドラッグの関係においても言及したが、大量の情報が氾濫するなかで、情報の質の問題は看過できず、特に、公的な機関としては、正確な情報を適時的に提供してゆく必要があるため、地方衛生研究所職員にとって、健康危機管理情報を扱う知識・技能の向上を図ることは、緊急かつ重要な課題であると言える。

さらに、各機関が共通のレベルで情報を扱うためには、情報自体の理解を深める意味において、「情報学」等の研修による人材育成についても具体的な取り組みを図ることが重要と考える。

健康危機管理情報に係る研修機能は、国立保健医療科学院のもつ本来の機能である。国立保健医療科学院で現在実施されている種々の研修には、H-CRISISに関する内容も盛り込まれており、今後とも国立保健医療科学院の研修を通して、情報を扱う能力の養成、強化が期待されている。

4 今後の課題、将来への展望

【情報ネットワークの在り方】

地方衛生研究所で扱う健康危機を生物系分野と理化学系分野に大別し、「首都圏、健康危機管理、情報、ネットワーク連携」等のキーワードに基づいて情報連携の可能性、必要性等を検討した。

地方衛生研究所は、健康危機管理に果たす重要な役割があり、首都圏の自治体連携を考えるうえでは、都県庁の部署を介する行政的な連携のみならず、公衆衛生情報の収集・解析・提供を担う公的機関である地方衛生研究所においても、健康危機発生を見越した関係機関間の情報に係る連携の必要性が強く認識された。

情報のネットワークを構築するには、各地方衛生研究所における健康危機管理情報の状況に対する認識を相互に共有し、理解を図るところから具体化を探る必要があると考えられるが、併せて、どのような方法が適切か、具体化しやすいか等について検討することが必要であり、今後の課題である。国の研究会である「公衆衛生情報研究協議会（事務局：国立保健医療科学院）」や地方衛生研究所全国協議会の部会である「保健情報疫学部会」等の活動、感染症情報センターの「担当者情報交換会」の活動なども勘案しつつ、利用できる事業枠を上手く活用するなどして、具体化を検討することが有用と考える。

分野別に見ると、生物系分野においては、現行の感染症発生動向調査を基盤として、首都圏における情報ネットワークを充実、発展させてゆく方向が考えられるが、そこで扱われないような自治体の諸情報を如何に関係する機関が早期の段階で共有するかが重要な課題となる。

理化学系分野では、例えば「違法ドラッグ」のような都市型の特定分野における問題について、新たな課題が浮上してきたときに柔軟な対応が取れるような首都圏の地方衛生研究所間における「理化学情報ネットワーク」の足がかりとなる

枠組みの具体化を平常時から検討し、その醸成を心掛けることが必要である。

また、全国的にもトップレベルの地域連携が必要と思料される「首都圏情報ネットワーク」の構築にあたっては、国立研究機関からの助言や支援が欠かせないため、密接な関係をもって進めて行く必要がある。

さらに、自治体内の独立した自治体として健康危機管理の第一線に対応する政令指定都市・中核市は、地域レベルで健康危機に対応するために重要な存在であり、県においても各自治体が具体的にどのような情報を必要としているかをリアルタイムで把握しておくことが理想である。例えば、住民からどのような問い合わせが多いか等の情報や現場からの率直な意見などを、随時、収集、解析し、健康危機への適時的かつ効果的な対応について協議できるような機関間の関係を構築することを提案したい。

情報ネットワーク構築のための具体的な取り組みの方向として、今回、違法ドラッグに関する情報交換・意見交換の場を設定したように、県都庁等の事業課担当による行政的な連携とは別に、具体的な健康危機課題に対する地方衛生研究所を中心とした、課題横断的な関係機関の連絡会等の設置により、問題に対する共通認識の醸成と現実的な対応策検討のための論議を深めていくこともひとつの方法と思われる。

【地方衛生研究所における課題】

国政レベルでの地方分権の流れや道州制導入の議論等を背景に、全国の自治体において、危機管理に係る分野等を中心とした広域連携の動きが活発になっており、地域における健康危機にも、自治体間の相互協定によって連携して対処する取り組みが進められている。

一方、地方分権の流れの中で、自治体内における法的責任体制の細分化・高度化が進展している。行政組織の規模や形態に応じて課題に対応するため、担当者のレベルにおいては、大きな組織では専門化・高度化が進む反面、カバーする領域は極めて限局したものとなり、一方、小さな組織では一人が多く領域をカバーせざるを得ないため、専門化・高度化が進展しない。この傾向は地方衛生研究所においても同様であり、このようにして情報の質・量に差異が生じ、多くの担当者が

孤立し、閉塞的な状況の中でそれぞれの問題を抱え込むという構図が露呈するようになってきた。特に、都市圏では政令指定都市や中核市として独立する自治体が増えており、このような傾向が顕著である。この状況を打開するためには、広域的な健康危機発生に備えた平常時からの情報連携を考えることが重要な課題である。現場の実状的確に踏まえたうえで、より機能性を重視した関係機関相互の情報連携のシステムを作り上げて行くことが必要である。

また、今後の課題として、「高い専門性」という特徴を有している地方衛生研究所の性格上、情報の所在が特定の担当者に限定されてしまう点を指摘することができる。この性格のため、情報ネットワーク自体も属人的な要素に強く影響される可能性があり、また、公的組織の宿命として人員削減や人事異動といった避けられない側面もある。このような状況にあつては、健康危機管理に係る情報ネットワークが自然発生的に形成されることを期待するだけでなく、その必要性について関係機関が共通認識をもち、将来的な人材育成の観点も踏まえてネットワークの形成をシステムとして継続して支援していく必要がある。

現在、健康危機管理情報は、自治体や専門家の枠を越える過程にあると言える。健康危機への適切な対応を取るために、行政機関にはそれらの情報の迅速な共有・判断・対策が求められている。その判断結果を自治体の予算や人事面にも反映させ、効果的な対策に活かせるシステムを定着させるための努力が平常時から必要である。

5 まとめ

(1) 埼玉県衛生研究所から見て、首都圏における国、都県、政令指定都市・中核市等の機関との間では、階層的な関係性の中で、健康危機管理を実践して行くために情報連携の果たす役割が重要である。

(2) 生物系分野では、感染症発生動向調査では扱われない情報を中心に各機関の取り組み状況を相互に確認し、増え続けるテーマに適切に対処するためには早期に情報交換等を行うことが重要であることを確認した。また、理化学系分野では、新たに顕在化しつつある都市型の健康危機の例として、違法ドラッグについて担当者レベルでの

情報・意見交換を行い、固有分野の情報共有の有用性を確認した。

今後有効な意見交換・情報交換を行うための手段の具体化を検討し、確立してゆく必要があるが、そのためにどのような枠組みが活用できるかを広く検索し、小規模なものからでもネットワークとして構築して行くことが重要である。また、有効なシステムを構築するための予算面・人事面での努力も必要である。

(3) 地域の機関連携（自治体内の関係を含む。）の動きを視野に入れながら、機関間の情報の在り方を検討し、有効な形式を構築する必要がある。

(4) 健康危機に適切に対応するために、H-CRISISを始め、国立研究機関等から発信される健康危機管理情報を有効に活用することが求められる。そのために、

① 健康危機管理情報の効率的な活用方法を、地方衛生研究所のレベルで検討する必要がある。

② 情報源（HP等）の利用について、地方衛生研究所職員の理解を深める工夫が必要である。

③ 情報に関して、地方衛生研究所における人材育成に、予算・人事の課題も含めて取り組む必要がある。

6 参考文献等

- (1) 厚生労働科学研究費補助金 地域健康危機管理研究事業 平成18年度 総括・分担研究報告書 「健康危機管理情報の網羅的収集/評価および統合/提供に関する調査研究」主任研究者：緒方裕光
- (2) 平成18年度 地域保健総合推進事業「健康危機管理における地方衛生研究所の広域連携システムの確立」事業報告書 平成19年3月 分担事業者：地方衛生研究所全国協議会会長 織田 肇

7 学会発表等

第9回埼玉県健康福祉研究発表会、「衛生研究所における健康危機管理情報ネットワークの在り方の検討」、さいたま市、2008.3